

平成 23 年度における愛媛県地域職業訓練実施計画

平成 23 年 7 月 25 日

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「法」という。）第 2 条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が、法第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等多岐にわたること等を踏まえ、特定求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、愛媛県における求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、平成 23 年 7 月 26 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行う。

2 平成 22 年度における職業訓練をめぐる状況

平成 22 年 4 月以降の雇用失業情勢については、平成 21 年度に記録した過去最悪の失業率及び有効求人倍率から脱却し、持ち直しの動きが広がりつつあるが、依然として厳しい状況にある。

特に、新規求職者のうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は、愛媛県において 約 49,000 人（平成 22 年度）余り（※）に上った。

こうした中、「緊急人材育成・就職支援基金」による「緊急人材育成支援事業」として平成 22 年度に愛媛県において実施された職業訓練（基金訓練）は、1,985 人が受講し（就職者数 599 人）、就職率は 75.6% である。

3 平成 23 年度における求職者支援訓練の実施方針

雇用情勢は引き続き厳しい状況が続くことが予測されることから、求職者支援訓練は、平成 23 年度下半期においても、介護・福祉系、医療事務系、情報系等、成長が見込まれる分野における人材育成に重点を置きつつ、昨年度及び今年度上半期の基金訓練と同規模で実施する。

① 実施規模と分野、就職率に係る目標

- 平成 23 年度においては、厳しい雇用失業情勢が続く中で、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対して雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、下半期（同年 10 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）分として、960 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 1,200 人を目標とする。
- 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の 80%）。
- その際、成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。
- 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

| | 愛媛県全域 | 左のうち 10月開講分 |
|---------|-------|----------------|
| 基 础 コース | 240人 | 40人 |
| 実 践 コース | 960人 | 160人 |
| 介護・福祉系 | 320人 | 50人 |
| 医療事務系 | 200人 | 30人 |
| 情報系 | 140人 | 30人 |
| その他 | 300人 | 50人 |

- 上記のうち、新規参入枠は次のとおりとする。

| | 愛媛県全域 |
|---------|-------|
| 基 础 コース | 10% |
| 実 践 コース | 10% |

- ・ **認定単位期間**
愛媛県においては、四半期ごとに求職者支援訓練を認定することとする。
ただし、第3四半期については制度創設に伴い、例外として10月開講分と11月及び12月開講分を区分して認定する。
認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、愛媛労働局のHP及び独立行政法人雇用・能力開発機構愛媛センター（平成23年10月1日からは独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛センター（仮称））のHPで周知する。
- ・ これらにより、就職率は、基礎コースで60%、実践コースで70%を目指す。

② 訓練修了者に対する就職支援等の充実

- ・ 求職者支援訓練の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ 求職者支援訓練の受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者も少なくないことから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援が必要である。
- ・ このため、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を活かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
- ・ また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。
- ・ なお、訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のため公共職業訓練（離職者訓練）の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

4 推進体制

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）、求職者支援訓練を合わせた訓練規模を考慮し、職業訓練の受け皿や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、愛媛県、独立行政法人雇用・能力開発機構愛媛センター（平成23年10月1日からは独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛センター（仮称））、愛媛県職業能力開発協会や労使団体等の幅広い理解・協力が重要である。

このため、今般、愛媛県地域訓練協議会を開催して、愛媛労働局管内の実情を踏まえた求職者支援訓練の実施計画案について検討した。

- ・ 愛媛労働局においては、今後、愛媛県地域訓練協議会に加え、産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを隨時開催する。

このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、愛媛県地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。

- ・ 今後とも、愛媛県地域訓練協議会及びワーキング・チームを開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。